

## 「当座勘定規定」の一部改定のお知らせ

日頃より東京スター銀行をご利用いただきありがとうございます。

2018年10月1日(月)に当行は、当座勘定規定を下記のとおり改定いたしますのでお知らせします。

なお、本改定は既にお取り引きいただいているお客さまにも適用されますのでご注意ください。

### 1. 改定内容

改定前	改定後
<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p>② 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p>② <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時まで</u>に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。なお、<u>15時以降に入金した資金を支払に充当したとしても</u>当行は責任を負いません。</p> <p>③ 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>

### 2. 改定日

2018年10月1日(月)

以上